

児童生徒の命を守るために

《平成 29 年における少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況（警察庁）》

警察庁生活安全局少年課は 8 日、平成 29 年における少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況を公表した。刑法犯少年の検挙人員は 14 年連続で減少したものの、児童虐待事件及び児童ポルノ事件の検挙件数・人員は、いずれも統計を取り始めて以降最多となった。

平成 29 年における少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況の概要（全日教連要約・抜粋）

児童虐待 通告児童数

※ ここでの「児童」は、18 歳未満の者

※ 通告…虐待を受けたと思われる児童を発見した場合に、その内容を児童相談所等に連絡すること

	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	構成比	前年対比	
通告人員（人）	-	962	1,189	1,703	3,516	6,066	6,277	9,038	11,536	16,387	21,603	28,923	37,020	54,227	65,431	100.0%	11,204	20.7%
身体的虐待	-	-	-	968	1,734	2,508	2,558	3,754	4,484	5,222	6,150	7,690	8,259	11,165	12,343	18.9%	1,178	10.6%
性的虐待	-	-	-	91	86	117	149	129	150	163	149	177	171	251	251	0.4%	0	0.0%
怠慢・拒否	-	-	-	476	880	1,196	1,137	1,701	2,012	2,736	2,960	3,898	4,431	5,628	6,398	9.8%	770	13.7%
心理的虐待	-	-	-	168	816	2,245	2,433	3,454	4,890	8,266	12,344	17,158	24,159	37,183	46,439	71.0%	9,256	24.9%
面前DV	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5,431	8,059	11,669	16,807	24,998	30,085	46.0%	5,087	20.3%

○ 通告児童数は前年度より約 20% 増の 6 万 5,431 人。その内心理的虐待（暴言を浴びせられる等）による通告児童数は、全体の約 70%。

旧虐待防止法保護児童数

	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年
保護児童（人）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,611	1,855	2,034	2,624	3,521	3,838

○ 生命の危機等の回避で、一時的に保護された児童数は 3,838 人で過去最多。

詳しくは、https://www.npa.go.jp/safetylife/syonen/hikou_gyakutai_sakusyu/H29.pdf

または



今月警察庁から公表された児童虐待の状況によると、警察が児童相談所に通告した人数は、統計を取り始めた平成 16 年から 13 年連続して増加しており、社会的関心の高まりにより、地域から警察に通報が増えたこと等が影響していることがうかがえる。また、面前 DV（子供の目の前で配偶者やパートナーに暴力を振るうこと）は心理的虐待の約 60% 以上を占め、家庭における大人間の暴力等が児童生徒の心に大きく影響していることが明らかにされた。それに伴い、児童虐待等により警察が保護した児童数も、統計を取り始めた平成 24 年から増加し続けており、その件数とともに命に関わる重要な問題としてその深刻化も懸念される。

今後、児童生徒の幸せのために、学校や地域社会においては警察や児童相談所等と連携・協力しながら、それぞれがもつ特色や役割を十分発揮し、有効な取組を推進することによって通告児童数や保護児童数の減少に努めなければならない。学校現場においては、教職員が児童生徒の心身の変化に気付き、情報を共有し、対応に当たる等の生徒指導体制を充実させることが重要である。また、教文研行事の「親守詩」等、親と子が互いの気持ちや思いに寄り添うことができる取組等を推進することで、保護者に温かな心情を醸成することも重要である。更に、地域社会においては、子育てセミナー等を実施する機会を設けることで、子供をもつ親が子育て等において一人で悩まないコミュニティづくりを推進すること等が求められる。

全日教連は、児童虐待が深刻な社会問題の一つであるという認識のもと、学校現場において、問題を抱える児童生徒に対しきめ細やかな対応に当たったり、児童相談所等外部機関との連携の中心的な役割を果たしたりできる生徒指導担当教員を専任で全校配置することを文部科学省に対し引き続き訴える。また、警察庁や厚生労働省等に対しても、児童虐待の実態を鑑みた取組がより一層推進されるよう、必要な要望や提言を行っていく。